

改正案	現行
<p>（火災共済契約の締結又は火災共済契約の募集に関する禁止行為）</p> <p>第一条の五の四 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三 百条第一項第九号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に 掲げる行為とする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>（火災共済契約の締結又は火災共済契約の募集に関する禁止行為）</p> <p>第一条の五の四 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三 百条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に 掲げる行為とする。</p> <p>一～三（略）</p>